

## 地域密着型サービス運営推進会議報告書兼議事要旨

平成18年3月14日厚生労働省令第34号第85条1項及び2項の規定に基づき、運営推進会議を設置し、平成19年4月28日（第3回）に開催したので、その記録を作成し、これを公表します。

平成19年6月11日

千葉県茂原市大芝461番地3  
事業主体) 株式会社 相生  
代表者) 代表取締役 筒井将之

### 事業主体及び組織の概要

(介護保険事業所番号)

1275900213

(施設種類及び名称)

グループホーム ゆうなぎ九十九里

管理者兼ホーム長 並木 勝利

兼計画作成担当者 石橋 真理

※ホーム長は当社職制

(事業主体)

〒297-0033

(本店所在地) 千葉県茂原市大芝461番地3

(商号) 株式会社相生 (かぶしきがいしゃそうせい)

(代表者) 代表取締役 筒井将之

電話0475(22)4607 FAX0475(22)4653

(所在地)

〒283-0102

千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1

電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335

(開設年月日及びユニット数と利用定員)

平成17年10月1日 1ユニット・利用定員9人

(グループホームの併設施設)

ケアステーションつむぎ (居宅支援事業・訪問介護)

※ゆうなぎ九十九里と、ケアステーションつむぎは、事業主体の介護事業部門に属し、介護事業部門を統括する職として、所長を置き、その任に次の者が当たっている。

専務取締役所長兼ケアステーションつむぎ介護支援専門員 小川 功一

### 運営推進会議の概要

日 時：平成19年4月28日 13時30分から14時30分

会 場：当ホームのリビングダイニングにて

出席者：運営推進会議の構成

当ホーム

代表者) 代表取締役	筒井 将之
介護事業部門所長 専務取締役	小川 功一
管理者 (ホーム長：当社職制)	並木 勝利
主任 (当社職制)	亀田 未来

委 員

利用者代表	1名
利用者家族	2名 (利用者代表の配偶者と子)
地域住民代表	2名 (地元選出町議会議員兼消防団幹部、地元自治組織役員)
地域住民	1名 (近隣住民)
有識者	2名 (民生委員)
町当局職員	2名 (健康福祉課)

### 議事要旨

- (1). 前2回の会議においては、利用者が外出していたが、今回はそうしなかった。今回が、よりグループホームらしく、自然であると考えていると、所長の小川が述べた。
- (2) 人事異動の報告  
この件について、代表者の筒井が報告した。
  - ① 前管理者・前主任の退職にともない、当ホームの若手職員から、それぞれ前項に記載のと通りの、管理者 (ホーム長：当社職制) 並木勝利、主任 (当社職制) 亀田未来を起用した旨を報告。
  - ② 起用の理由を次のとおりに述べた。  
～それぞれ、介護保険制度導入にともなう専門教育を受け、導入後の国家資格を有している。よって、管理者 (ホーム長)、主任ともに若年といえども、技能、知識については担保され、経験年数の少ない部分を補完し、当ホーム設立からの職員でもあることから、当ホームにおける業務に精通している。  
～個別の理由として、管理者 (ホーム長) の場合、当ホーム所在地近隣に居住し、徒歩による通勤も可能であり、地域密着型サービスの趣旨にも適う。また、緊急時

における対応を鑑み、好適である。主任については、その人事考課においては管理者（ホーム長）と同評価であるが、通勤に時間を要するので、緊急時における対応には物理的障壁があると鑑み、主任とした。

～兩名とも、資格、経験、年齢においてほぼ重複し、20代後半の若年ではあるが、若年故に、その可能性に期した。

### (3) 行事活動報告

(ア) 前回開催の同会議以降、2月から4月までの利用者家族向け広報媒体である、「ゆなぎかわら版」を配布し、この間の行事活動報告を、主任の亀田が行った。

(イ) 前回開催の同会議において提案のあった、行事活動における、事前の計画書、事後の報告書をあわせて配布提示しながら議事を進めると、理解が深まるのではないかという趣旨に沿い、ホーム長の並木が説明を行った。

(ウ) 4月に花見を行っており、この花見に実際に同行した代表者の筒井が、花見の様子を報告した。

### (4) 町当局（健康福祉課）によって、当ホームに対して行われた実地指導と、是正改善を要する通知、改善報告を行った件

～この件について、代表者の筒井が報告した。

(ア) 3月28日に、町当局（健康福祉課）による実地指導が、当ホームに対して行われた。

(イ) その結果、是正改善を要する件が、3月30日に当ホームに対して通知された。

(ウ) 是正改善を要する件は、次のとおり。

#### I. 人員に関する基準

指摘内容：管理者、計画作成担当者の退職により不在となったが、後任の人材は確保できたが、厚生労働大臣が定める研修が未修了である。こうした事態にならないよう常日頃から職員の定着化を図り、在勤の介護従業者に研修を受講させるよう努めること。

#### II. 運営に関する基準

指摘内容：

i. 介護サービス計画を作成した際には、利用者又はその家族に対しその内容等について説明し、同意を得るとともにサービス計画書を交付すること。

ii. 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退去に際しては退去の年月日を、利用者の被保険証に記載すること。

iii. 事業所は年一回（新規事業者は開設から概ね1年程度で実施）に自らその提供する介護サービスの質の評価を行うとともに、外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表することとなっているがいまだ実施されていないので早急に実施すること。

(エ) 人員に関する基準の指摘内容については、既に、後任の当該計画作成担当者に厚

生労働大臣が定める研修の受講申し込みを完了したことを述べた。

(オ) 運営に関する基準の指摘内容iiiの、自らその提供する介護サービスの質の評価（自己評価）、外部の者による評価（外部評価）について、今年度上半期中に実施し完了する予定であることを述べた。

(5) 前項（3）の件について、次のとおりに委員から意見が述べられた。

(ア) どれだけ良いことをしていたとしても、係る法令という最低限の基準さえ当然に順守されていなければならないところ、町当局からこの基準に基づく運営について、指摘そのものがあったということだけで、誠にふらちなことである（実地指導において、町当局から、改善報告を要する指摘事項があったことについて）。

(イ) 我々、運営推進会議の構成委員に、有識者として参加しても、このような状況が露見した現在、その位置付け、意味合いは極めて希薄、乏しいと言わざるを得ない（実地指導において、町当局から、改善報告を要する指摘事項があったことについて）。

(ウ) 口頭で、いくら良いことを言ったとしても、どれだけ良いことをしていたとしても、それが記録に残って検証できなければ、運営推進会議のみならず、当ホームの運営そのものに意味がない（自己評価、外部評価）。

(エ) 今後、このようなことのなきよう。

(6) 運営推進会議開催期日の年間予定の策定

～町当局との常日頃の連携において、運営推進会議開催期日の年間予定の策定を提案されている。現在は、開催期日の概ね2週間から3週間前に招請状を送付しているところ、この際、2か月に1度の年間予定期日を策定し、本日の運営推進会議報告書兼議事要旨を送付する際に、委員各位にあわせて送付する件を、代表者の筒井が発議した。

(ア) 近隣住民の委員から、当ホームに一任する旨の発言があった。

(イ) 委員各位が、これに賛同した。

(ウ) よって、当ホームの発議のとおりのおりの取扱いに決した。

(7) 次回以降開催の会議における、当ホームとして審議を要したい議題を、会議開催前の適当な時期に、前項（5）の件とあわせて、委員各位に送付する件を、代表者の筒井が発議した。

(ア) 近隣住民代表の委員から、当ホームに一任する旨の発言があった。

(イ) 委員各位が、これに賛同した。

(ウ) よって、当ホームの発議のとおりのおりの取扱いに決した。

(8) 次回以降開催の会議における、審議する内容によっては、その内容に精通、熟知する委員を随時招請する件

～代表者の筒井が次のとおりに発議した。

～議題、審議する内容によっては、例えば、防災、災害の場合には、消防職、地域

防災を担う消防団員、又は、警察職員の出席を招請するのはどうか。

- (ア) 近隣住民代表の委員から、趣旨に賛同する旨、火災の場合、地域住がどこまで当ホームと連携し、どのような援助ができるかできないか、その辺りをきちんとしておくこともが、非常に有用である旨の発言があった。
- (イ) 委員各位が、これに賛同した。
- (ウ) よって、当ホームの発議のとおりのお取り扱いに決した。

以上、議事終了。

本件のお問合せ先 グループホームゆうなぎ九十九里 管理者兼ホーム長 並木 勝利 電話 0475-70-7333
------------------------------------------------------------------